

日本情報経営学会会則

昭和 60 年 6 月 6 日
平成元年 10 月 26 日
平成 2 年 11 月 19 日
平成 3 年 10 月 25 日
平成 6 年 10 月 22 日
平成 12 年 10 月 21 日
平成 16 年 9 月 18 日
平成 17 年 5 月 21 日
平成 19 年 6 月 23 日
平成 22 年 11 月 20 日
平成 25 年 5 月 25 日
平成 28 年 5 月 21 日
平成 29 年 6 月 3 日

第 1 条 (名称)

本学会は日本情報経営学会(Japan Society for Information and Management)と称する。なお略称として JSIM の名称を使用する。

第 2 条 (目的)

本学会の活動は、情報経営に関する学術の発展を図るとともに、会員相互及び関連学会、賛助会員と交流、研修する場とし、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本学会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 毎年適当な地において大会を開催し、第 2 条の目的に添う会員の研究発表討議を行う。
- (2) 適宜研究会を開催する。
- (3) 情報経営に関する図書及び報告書を発行する。
- (4) 情報経営に関する特定の調査研究を行う。
- (5) 情報経営に関係のある内外の学会、その他の団体と連絡する。

(6) 前各号の他、本学会の目的達成のために必要な活動を行う。

第4条（本部）

本学会の本部及び事務局は別に定めるところによる。

第5条（支部）

本学会は総会の決議により支部を設けることができる。支部事務局は別に定めるところによる。

第6条（会員構成）

本学会は正会員、シニア会員、購読会員、学生会員、賛助会員及び名誉会員をもって構成する。

2.正会員は理論ないし実務上の立場により情報経営の問題に真摯な関心を有することを要する。

3.シニア会員は本学会に正会員として15年以上在籍し、65歳以上で大学その他の研究機関に常勤として所属せず、本人が会長に申請して理事会の承認をえた者とする。

4.購読会員は所定の手続により認められた、学会誌の定期購読者とする。

5.学生会員は大学学部生及び大学院生とする。

6.賛助会員は本学会を支持する法人とする。

7.名誉会員は第26条により任じられた者とする。

第7条（入会）

本学会に正会員及び学生会員として入会を希望するものは正会員2名の推薦をもって入会を会長に申し出なければならない。以前に会員だった者が再入会を希望する場合も同様とする。入会は前条の資格を考慮して理事会がこれを決定する。

2.購読会員は会長が決定し、理事会に報告する。

3.賛助会員は会長が決定し、理事会に報告する。

第8条（会費）

本学会の会費は次のとおりとする。

正会員 年 10,000 円

シニア会員 年 5,000 円

購読会員 年 8,000 円

学生会員 年 5,000 円

賛助会員 年 1 口 50,000 円（1 口以上）

名誉会員 無料

- 2.特別の支出を必要とするときは総会の議決を経て臨時会費を徴収することができる。
- 3.既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

第9条（退会、除名）

会員は会長に届け出て退会することができる。

- 2.学会規則に違反し、本学会の名誉および信用を著しく損ねた会員は会長が理事会の承認を得て除名することができる。
- 3.会費の滞納2カ年に及ぶ会員はその資格を失う。
- 4.退会者に会費の滞納がある場合には、原則としてそれを納入しなければ再入会は認められない。

第10条（役員）

本学会に正会員からなる次の役員を置く。

理事52名以内、監事若干名、顧問若干名、幹事若干名。

- 2.理事のうち、1名を会長、2名を副会長、若干名を支部長、10名以内を常任理事とする。
- 3.会長が学会の発展のために特に必要と認めた場合、顧問を若干名置くことができる。
- 4.大会開催校に理事がいない場合、臨時役員として年次大会担当理事を置くことができる。

第11条（理事）

理事は正会員から選任されるものとし、詳細は別に定めるところによる。

- 2.選任された理事は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.理事は理事会を組織して、この会則に定めるもののほか、本学会の総会の権限に属する事項以外の事項を審議する。
- 4.理事は再任を妨げない。

第12条（会長）

会長の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された会長は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.会長は会務を統括し、本学会を代表する。
- 4.会長は理事会及び常任理事会の議長を務める。
- 5.会長は2期を超えての再任を認めない。

第13条（副会長）

副会長の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された副会長は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.副会長は会務執行において会長を補佐する。
- 4.会長に事故あるときは、理事会により選任された副会長が会長代行を務める。
- 5.副会長は再任を妨げない。

第 14 条（支部長）

支部長の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された支部長は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.支部長は支部の会務を統括する。
- 4.支部長は再任を妨げない。

第 15 条（常任理事）

常任理事の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された常任理事は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.常任理事は会長を補佐し、会務を執行する。
- 4.理事会で投票により選任される 7 名の常任理事は連続 3 選を認めない。
- 5.会長が指名する 3 名以内の常任理事は再任を妨げない。

第 16 条（監事）

監事の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された監事は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.監事は本学会の事業ならびに会計を監査する。
- 4.監事は再任を妨げない。

第 17 条（幹事）

幹事の選任は別に定めるところによる。

- 2.選任された幹事は通常総会にて承認を得なければならない。
- 3.幹事は本部担当幹事、支部担当幹事とする。
- 4.本部担当幹事は理事会を、支部担当幹事は支部長を援けそれぞれの会務執行に参加する。

5.幹事は再任を妨げない。

第 18 条（顧問）

顧問は正会員、シニア会員または名誉会員から選任されるものとし、その詳細は別に定めるところによる。

2.顧問は会長の諮問により、理事会、常任理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

3.顧問は再任を妨げない。

4.顧問は本学会が主催する大会（国際大会を除く）・研究会の参加費を免除される。

第 19 条（役員任期）

役員任期は通常総会から次期最初の通常総会までとする。

2.本学会の1期は第27条の2期間とする。

3.年次大会担当理事の任期は担当する大会の直前の大会から直後の大会までとする。

第 20 条（役員欠員）

役員に欠員が生じた場合はそれぞれ第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、および第18条の手続きにより後任者を選任することができる。

2. 後任役員任期は前任役員残任期間とする。ただし、その期間が1会計年度以内の場合は再任規定の対象外とする。

第 21 条（総会）

総会は以下の事項を審議し、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(1)会則及び役員選任細則の変更

(2)役員選任及び解任

(3)事業計画及び収支予算に関する事項

(4)事業報告及び収支決算に関する事柄

(5)学会の解散及び合併、および残余財産の処分

(6)その他学会の運営に関する重要事項

2.総会は年1回開催する。

3.会長が必要と認めるとき、または理事の半数以上から要請がある時、臨時の総会を開催する。

4.総会は正会員、シニア会員、学生会員、賛助会員（1口につき1名）及び名誉会員をもって構成する。

5.総会の議長は、その都度出席正会員の互選で定める。

第 22 条 (理事会)

理事会は会長がその必要を認めたとき、または理事の半数以上の要請がある時これを開催する。

2.理事会はこの会則に規定するもののほか、以下の事項を審議し、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会で決議した事項の執行に関する事項

(3)規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(4)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

3.理事会は理事をもって構成する。

4.会長は監事、幹事および顧問を理事会に出席させることができる。

第 23 条 (常任理事会)

常任理事会は年 2 回開催する他、会長がその必要を認めたときこれを招集する。

2.常任理事会は会長を補佐し会務を掌握し、執行する。

3.常任理事会は常任理事のほか、会長、副会長、支部長をもって構成する。

4.会長は監事、幹事および顧問を常任理事会に出席させることができる。

第 24 条 (定足数)

総会の定足数は全国大会出席の正会員、シニア会員、学生会員、賛助会員（1 口につき 1 名）及び名誉会員の 2 分の 1 以上、常任理事会及び理事会の定足数はそれぞれ構成員の 2 分の 1 以上とする。

第 25 条 (委員会)

本学会の必要に応じ各種委員会を設置することができる。

2.委員会には委員長ならびに副委員長を置く。

3.委員長ならびに副委員長の任期は通常総会から次期最初の通常総会までとする。

4.委員長ならびに副委員長は 2 期を超えての再任は認めない。

5.委員長は会長が理事会の議を経て会員中よりこれを委嘱する。

6.副委員長ならびに委員は委員長が会員中よりこれを委嘱する。

7.委員会は幹事若干名をおくことができる。

第 26 条 (名誉会員)

会長は理事会の議を経て名誉会員を任命することができる。

2.名誉会員は推薦時に満 65 歳以上で、別に定める要件を満たし、本学会に多大なる貢献をした正会員またはシニア会員（いずれも退会后 5 年以内の者も含める。）とする。

3.名誉会員は本学会が主催する大会（国際大会を除く）・研究会の参加費を免除される。

4.名誉会員は、大会に参加し、総会にて意見を述べることができる。

第 27 条（会計年度）

会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日に至る期間とする。

附則

第 9 期において会計年度を変更するため

平成 16 年度は平成 15 年 10 月 1 日より平成 17 年 3 月 31 日まで

平成 17 年度は平成 17 年 4 月 1 日より平成 18 年 3 月 31 日まで

平成 18 年度は平成 18 年 4 月 1 日より平成 19 年 3 月 31 日まで

とする。

附則

1.この会則は平成 17 年 5 月 21 日から施行する。

2.第 9 期の役員定員は旧会則による。

3.平成 17 年度行われる名誉会員の推薦は既に退会している旧正会員も対象とする。

附則

この会則は平成 19 年 6 月 23 日から施行する。

附則

1.この会則は平成 22 年 11 月 20 日から施行する。（但し、6 条 5 については平成 23 年 4 月 1 日から施行する）

2.第 11 期の役員任期は本会則による。

附則

この会則は平成 25 年 5 月 25 日から施行する。

附則

この会則は平成 28 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この会則は平成 29 年 6 月 3 日から施行する。

日本情報経営学会役員選任細則

平成 17 年 5 月 21 日

平成 19 年 6 月 23 日

平成 21 年 11 月 20 日

平成 22 年 11 月 20 日

平成 25 年 9 月 27 日

平成 28 年 5 月 21 日

第 1 条 (総則)

日本情報経営学会会則に基づく役員選任の実施は、会則第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条及び第 18 条に定めるもののほか、この細則によって行う。

第 2 条 (委員会の設置)

理事会は、理事選任の事実が生じたときは、速やかに理事選挙管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設けるものとする。

第 3 条 (管理委員会)

管理委員会の委員は組織委員会委員が務める。

2. 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
3. 委員長は、管理委員会を代表し、委員会運営の責に任ずる。
4. 管理委員会は、理事の選任における選挙を管理し、選挙管理事務が終了したとき、選挙結果を常任理事会又は理事会へ報告しなければならない。

第 4 条 (理事の選任)

会則第 11 条による理事の選任は、つぎの 3 区分それぞれについて行い、定員は付表に示す通りとする。

- (1) 各支部より推薦される各支部所属の推薦理事
- (2) 各支部より定員の 2 倍までの推薦を受け、会員の投票により選ばれる各支部所属の選挙理事
- (3) 会長の指名による会長指名理事

付表 理事の定員

	推薦理事	選挙理事	指名理事	合計
--	------	------	------	----

北海道支部	2	2		4
関東・東北支部	10	9		19
中部支部	3	3		6
関西支部	8	7		15
九州支部	2	2		4
会 長			4	4
合 計	25	23	4	52

2.推薦理事は就任期首（4月1日）において満66歳未満でなければならない。

3.支部長は、支部からの推薦名簿を通常総会の4カ月前までに管理委員会へ提出しなければならない。

4.管理委員会は、各支部からの推薦名簿を速やかに公表し、選挙を実施し、選挙結果を通常総会の1カ月前までに、常任理事会又は理事会に報告する。

5.選挙の実施方法はつぎの通りとする。

(1)支部の選挙理事定員を超える選挙理事候補者（以下、候補者）が推薦されなかった場合、当該支部については会員による選挙を行わず、推薦された候補者を当選者とする。

(2)支部の定員を超える候補者が推薦された場合、該当するすべての支部について会員による選挙を行う。会員は該当各支部の定員までの候補者に優先順位をつけずに投票する。定員を超えて候補者に投票した場合は、その投票を無効とする。

(3)有効投票のうち得票数の上位の者を当選者とする。得票が同数の場合、会員年数の長い者をより上位の得票者とし、それでも同位の場合は会長と当該候補者を推薦した支部長の合議により当選者を決定する。

第5条（会長の選任）

会則第12条により、理事会において候補者を推薦し、選挙により会長を選任する。

2.会長決定までの理事会の議長は現会長が務める。現会長が不在の場合は現副会長がこれを務める。

3.候補者の推薦方法は理事会の議をもって定める。

4.複数の候補者があった場合、各支部を代表する1名の理事から構成される選挙委員会を組織して、選挙を実施する。

5.投票総数の過半数を得た候補者を会長に選任する。

6.投票総数の過半数を得た候補者がいない場合は、上位2名による決選投票を実施し、得票の多い候補者を会長に選任する。

7.候補者が1名の場合、選任方法については議長が定める。

8.選挙委員会は選挙結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

第6条（副会長の選任）

会則第13条による副会長の選任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第7条（支部長の選任）

会則第14条による支部長の選任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第8条（常任理事の選任）

会則第15条により、理事会において会長、副会長、支部長を除いた理事の中より、常任理事を選任する。

2.投票による常任理事は、ブロック別定員に従い、理事会において選任される。各支部を代表する1名の理事から構成される選挙委員会を組織して、選挙を実施する。

3.ブロック別定員は、北海道と九州のブロックから1名、中部のブロックから1名、関東・東北のブロックから3名、関西のブロックから2名とする。

4.開票の結果、得票が同数の場合、会員年数の長い者をより上位の得票者とし、それでも同位の場合は会長と該当するブロックの支部長との合議により当選者を決定する。

5.選挙委員会は選挙結果を速やかに理事会に報告しなければならない。

6.会長は必要に応じて3名以内の常任理事を指名することができる。

第9条（監事の選任）

会則第16条による監事の選任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第10条（幹事の選任）

会則第17条による幹事の選任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第11条（顧問の選任）

会則第18条による顧問の選任は、理事会の議を経て、会長が行う。

第12条（改廃）

この細則の改廃は理事会の議決を要するものとする。

附則

この細則は、平成17年5月21日から施行する。

附則

この細則は、平成 22 年 11 月 20 日から施行する。

附則

この細則は、平成 25 年 9 月 27 日から施行する。

附則

この細則は、平成 28 年 5 月 21 日から施行する。